



ザンワチャンネル

H24年2月号

新生活の第一歩『引越し』

3月になると異動や新生活に向けて住み慣れた環境を離れ、新たな住居環境へ移る時期になります。引越しを行う機会は少ないと思います。その為、いざ『引越し』となると、何をすればいいのかわかってしまう方も多いのではないのでしょうか？

そこで今回は『引越し』をテーマに事前・事後の手続きについて簡単にご紹介します！！



確認してみましょう！

役所への届出関係	(市内で引越す場合) 転居届・・・引越した日から14日以内に役所で「転居届」に記入、提出 ※身分証明書、印鑑、国民健康保険証が必要
	(市外へ引越す場合) 転出届、印鑑登録・・・引越しの2週間前より旧住所の役所で「転出届」に記入、提出⇒⇒「転出証明書」発行一緒に印鑑登録が自動的に抹消 ※身分証明書、印鑑、国民健康保険証が必要 転入届、印鑑登録・・・引越した日から14日以内に役所へ旧役所から発行してもらった「転出証明書」を提出その時印鑑登録の登録申請も提出 ※登録する印鑑、顔写真付き身分証明書が必要
郵便局への届出関係	転居届・・・引越しの1週間前までに、旧郵便局の所轄郵便局で「転居届」のハガキをもらう記入して投函⇒⇒向こう1年間転送される
公共料金	新聞、電気、ガス 水道、電話(携帯)・・・各会社や営業所に連絡⇒⇒それぞれの方法で使用停止と申込を依頼 ※NHK、ケーブルテレビ、パソコンなどは忘れがちなので注意！
運転免許証	引越し後に所轄の警察署か、運転免許センターで住所変更 ※免許証、印鑑、新住所を証明できる物が必要
自動車の登録	転入後15日以内に引越し先の陸運事務所に連絡、変更 ※車庫証明、車検証、新住民票、印鑑、車が必要
各種保険	生命保険、損害保険などの保険会社へ住所変更の電話連絡
ペット	新住所地の管轄保健所に書類を提出し⇒⇒新しい鑑札を受ける

～確定申告は申告時点の住所地で！！～

確定申告書は引越し前と後の住所のどちらの管轄税務署に提出すれば良いのか迷ってしまいます。例えば、確定申告時期の2月16日にはすでに引越しを終えている場合、引越し後の管轄税務署に提出します。また、確定申告時期中の2月16日～3月15日の間に引越しをした場合には、引越し前と後のどちらの管轄税務署に提出しても良いことになっています。

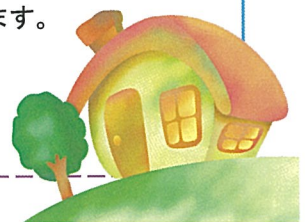


☆「納税地の異動に関する届出書」の提出

- ・引越し前の住所の管轄税務署
- ・引越し後の住所の管轄税務署 に「納税地の異動に関する届出書」をできるだけ早めに提出します。

☆「振替納税」をしている方

- ・引越し後の住所の管轄税務署 に「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」を提出します。



ご近所への挨拶

引越しで忘れてはならないのは挨拶です。一般的な挨拶例をお知らせします！！

☆どこまで？

- 一戸建て・・・『むかい三軒、両隣、裏のお宅』
- マンション・・・『両隣、真上、真下の方、管理人』
- 他、自治会や町内会の世話役の方など

☆いつ頃？

当日でもいいのですが、引越し作業の音によってご迷惑をかける場合もあるので、なるべく2～3日前には済ませておく

☆挨拶の仕方は？

日用品、お菓子など1000円程度ものを、のし紙で包む
水引きには赤と白のものを蝶々結びに！(変わりにカードでもよい)
例：『今度、隣に引越してきました〇〇です。今後ともよろしくお願ひします。』
ご近所の方が留守でなかなか会えない場合は、簡単な挨拶の手紙と挨拶品を置いておきましょう